

<一般委託>

横須賀市長選挙における投票所並びに開票所等の器材の点検、送致及び回収等業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市長選挙における投票所並びに開票所等の器材の点検、送致及び回収等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	令和3年6月27日執行の横須賀市長選挙における投票所及び開票所器材を確実に送致・回収し、もって投票及び開票事務を適正かつ円滑に実施するため。
2	履行期間	契約の日から令和3年7月3日
3	施行場所	横須賀市内86投票所、1開票所、横須賀市共用倉庫、ヴェルクよこすか及び浦賀丘2丁目倉庫
4	業務内容	受託者(以下「乙」という。)は、次の業務を行うこと。なお、業務の詳細は別紙器材送致・回収業務日程表(市長選挙)及び仕様書1~5によること。 (1)投票所器材の点検、送致及び回収(別紙「仕様書1」) (2)開票所器材の点検、送致及び回収(別紙「仕様書2」) (3)投票所並びに開票所諸物品の作製(別紙「仕様書3」) (4)器材回収後の倉庫内の整理 (5)期日前投票に係る物品一式の開票所への送致(別紙「仕様書4」) (6)トランクの移動作業に関すること(別紙「仕様書5」) (7)その他委託者(以下「甲」という。)の指示すること
5	特記事項	(1)期間中は責任者1名を必ず配置すること。期間中の作業人数及び車両台数は、別紙「器材送致・回収業務日程表(市長選挙)」に記載のとおりとする。 (2)本件業務に係る日程は、変更する場合がありますのであらかじめ承知しておくこと。 (3)乙は、本件業務を行う際、通行中の人又は自動車等の支障とならないよう行うこと。特に保育園、小学校については、細心の注意を払って業務を遂行すること。万一、人又は自動車等に損傷を与えた場合、治療又は修繕等に要する費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。 (4)乙は、本件業務を行う際、器材又は施設等に損傷を与えないよう十分注意して行うこと。万一、器材又は施設等に損傷を与えた場合は直ちに原状に復し、その費用はすべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。 (5)本件業務について乙は、横須賀市個人情報保護条例(平成5年条例第4号)第14号の定め及び別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)一般貨物自動車運送事業許可
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市選挙管理委員会事務局 選挙管理課 脇谷 電話 046-822-8500

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。          (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
------------------	--

器材送致・回収業務日程表（横須賀市長選挙）

日	曜日	予定時間	作業内容	責任者 <sup>①</sup>	作業員 <sup>②</sup>	4 t 車 <sup>③</sup> (運転手含む)	2 t 車 <sup>④</sup> (運転手含む)	軽車両又は人 員輸送車 <sup>⑤</sup> (運転手含む)	作業人員計 (①～⑤計)
6/21	月	8時～17時	投票所器材点検 工場扇点検	1	2			1	4
6/22	火	8時～17時	投票所器材点検 工場扇点検	1	8		4	3	16
6/23	水	8時～17時	投票所器材点検 工場扇点検	1	8		4	3	16
6/24	木	8時～17時	投票所器材点検 工場扇点検	1	8		4	3	16
6/25	金	8時～17時	投票所器材点検 工場扇点検	1	8		4	3	16
6/26	土	8時～17時	投票所器材送致 工場扇送致 (追加・不足)	1	2		1	2	6
6/27	日	9時～17時	開票所器材送致	1	8	2	1	3	15
		18時～20時	期日前投票に係る投票箱送致（※）	(1)	(1)		(1)		(3)
6/28	月	8時半～17時	投・開票所器材回収 工場扇回収	1	8	2	1	3	15
6/29	火	8時半～17時	投票所器材回収 工場扇回収	1	8		4	3	16
6/30	水	8時半～17時	投票所器材回収 工場扇回収	1	8		4	3	16
7/1	木	8時半～17時	投票所器材回収 工場扇回収	1	8		4	3	16
7/2	金	8時半～17時	投票所器材回収 工場扇回収	1	8		4	3	16
7/3	土	8時半～17時	(投票所器材回収) (工場扇回収)	1	2			1	4
計				13	86	4	35	34	172

※6/27の期日前投票に係る投票箱送致の作業員は、開票所器材を送致した者のうち、責任者を含む3名が引き続き業務を行うため、作業人数には含めていない。

※6/25、7/1に、トランクの移動作業を行う。

投票所器材等の点検、送致及び回収に関すること

1 投票所器材の点検に関すること

(1) 点検する器材

- ・机（大、小）
- ・記載台（標準、身体障害者用）
- ・椅子
- ・投票箱
- ・外灯用電球一式
- ・工場扇

(2) 作業内容

- ・上記（1）の器材を組み立て、使用に支障がないか点検する。
- ・軽易な作業で補修できるものは補修する。
- ・外灯用電球は、選管から指示された数量の電球、ソケット、コードがあるか、点灯するかを確認し、球切れの場合は交換する。
- ・使用できない器材は、「使用不可」の表示をし、ひとまとめにする。
- ・工場扇は、正常に動くか動作確認を行うこと。

2 投票所器材の送致に関すること

(1) 送致器材及び数量

- ・別紙「投票所器材送致予定一覧表」に記載のとおり。  
ただし、変更する場合がある。
- ・消耗品類を梱包したダンボール箱等
- ・主な投票所器材の寸法は、別紙「主な投票所器材の寸法」のとおり。

(2) 送致場所

別紙「投票所一覧表」に記載された投票所 86 箇所。

(3) 日程

原則として、別紙「投票所器材送致日程表」のとおりとする。

ただし、委託者(以下「甲」という。)から指示を受けた場合を除く。

#### (4) 作業内容

- ・受託者（以下「乙」という。）は、本項（１）～（３）に従い、横須賀市共用倉庫、ヴェルクよこすか並びに浦賀丘２丁目倉庫から各投票所に器材を送致すること。ただし、上記１「投票所器材の点検に関すること」に指示した器材は、必ず点検を終えたものを送致すること。
- ・乙は、投票所器材の送致日及び到着予定時刻について、別途通知する施設管理者等の連絡先に次のとおり連絡すること。ただし、送致日の一週間前の連絡の際は、回収日についても併せて連絡すること。
  - ①送致日の１週間前
  - ②送致日前日
  - ③送致日当日、送致場所に向かうとき
- ・乙は、施設管理者等から送致日程の変更の申出を受けた場合、必ず甲へ連絡し、その指示を受けること。
- ・乙は、投票所器材の送致日当日、交通事情等により事前に連絡した到着予定時刻が変わる場合には施設管理者等に速やかに連絡すること。
- ・乙は、器材を搬入するときは、必ず施設管理者等の立ち会いのもとで行うこと。ただし、甲が指示した施設及び施設管理者等から立ち会いしない旨の申出があった場合はこの限りではない。
- ・乙は、器材を施設管理者等の指示した場所に荷崩れしないよう細心の注意を払って搬入すること。
- ・乙は、甲が指示した器材の数量と搬入した器材の数量が合致するか必ず確認すること。
- ・乙は、器材の追加等が発生した場合、甲の指示により速やかに器材を送致すること。

### 3 投票所器材の回収に関すること

#### (1) 回収器材

- ・上記２（１）に指示した器材（ただし、麻ロープと投票箱を除く）
- ・使用済み投票案内（ハガキ）

- ・トランクー式

(2) 回収場所

上記2(2)と同じ。

(3) 回収日程

別紙「投票所器材回収日程表」のとおり。

ただし、甲から指示を受けた場合を除く。

(4) 作業内容

- ・乙は、本項(1)～(3)に従い、器材を回収し、横須賀市共用倉庫、ヴェルクよこすか並びに浦賀丘2丁目倉庫に収納すること。
- ・乙は、投票所器材の回収日及び到着予定時刻について、別途通知する施設管理者等の連絡先に次のとおり連絡すること。

①回収日の前日

②回収日当日、回収場所に向かうとき

- ・乙は、施設管理者等から回収日程の変更の申出を受けた場合、必ず甲へ連絡し、その指示を受けること。
- ・乙は、投票所器材の回収日当日、交通事情等により事前に連絡した到着予定時刻が変わる場合には施設管理者等に速やかに連絡すること。
- ・乙は、器材を回収するときは、必ず施設管理者等の立ち会いのもとで行うこと。ただし、甲が指示した施設及び施設管理者等から立ち会いしない旨の申出があった場合はこの限りではない。
- ・乙は、甲が指示した器材の数量と回収した器材の数量が合致するか必ず確認すること。
- ・乙は、器材の追加等が発生した場合、甲の指示により速やかに器材を送致すること。

## 投票所器材送致予定一覧表

投票区	投票所	立看板	マット	投票箱・ロープ	投票箱の大きさ	投票箱置台	身障者記載台	標準記載台	椅子	大机(W120)	小机(W90)	ブルーシート	コード(m)	ソケット電球	スロープ(黄色はアルミ製)	コードリール	カラーコーン	トラバー	記載台用照明	養生シート	投光器	工場扇	コードリール	施設保管器材(スロープの黄色はアルミ製)	その他
1	追浜小学校	1	9	1	(小)		1	4		10	1					2			1		1	2	1		
2	鷹取小学校	1		1	(大)		1	8		12	5		30	5		5			1		4	2	1	スロープ等2、カラーコーン6	
3	追浜行政センター分館	1		1	(大)		1	6			2														入口標札1(拡大印刷)
4	榎戸町内会館	1	7	1	(小)		1	4				2					2							スロープ業者セッティング	模造紙25、ガムテープ2
5	浦郷小学校	3	25	1	(大)		1	8								4	10	10	1	2	5				看板3のうち2枚は案内看板入口矢印4(A3)、針金(10M)、ガムテープ15、懐中電灯4、カップ2
6	追浜南町協会の会館	1	5	1	(小)		1	4			3	1													モップ1、すべり止めテープ3
7	船越小学校	1		1	(大)		1	8		10						4	4	2	1		1	2	1	スロープ等3、カラーコーン2	
8	田浦小学校	1	9	1	(大)		1	6								3			1		3	2	1		
9	長浦コミュニティセンター	1	3	1	(大)		1	5								1	2	1			2				
10	吉倉町内会館	1	7	1	(小)		1	2		3	2	6												スロープ4	ブルーシートは小
11	逸見小学校	1	13	1	(大)		1	6		8	4	2	20		4	3	3		2		3	2	1		スロープ用手すり一式(直線用・くの字用 計3本)、新型ビニールマット1、延長コード2(5,10M)、ラジオペンチ
12	逸見東部町内会館	1		1	(小)		1	4			2														
13	坂本中学校	1		1	(大)		1	4					30	15		1			1	5		2	1		
14	旧坂本小学校	1	18	1	(大)	1	1	8	30	10	5				1	2	30	20	1		2	2	1		傘立1、入口矢印4(A3)、前日渡すもの(湯沸ポット1、紙コップ30、雑巾3)
15	汐入小学校	2		1	(大)		1	6								3			2	14	2	2	1		看板2枚のうち1枚は案内看板、新型ビニールマット10、養生シート14は塩ビ、すべり止めテープ1

## 投票所器材送致予定一覧表

投票区	投票所	立看板	マット	投票箱・ロープ	投票箱の大きさ	投票箱置台	身障者記載台	標準記載台	椅子	大机 (W120)	小机 (W90)	ブルーシート	コード (m)	ソケット電球	スロープ (黄色はアルミ製)	コードリール	カラーコーン	トラバー	記載台用照明	養生シート	投光器	工場扇	コードリール	施設保管器材 (スロープの黄色はアルミ製)	その他
16	常葉中学校	4	14	2	(大) <sup>1</sup> (小) <sup>1</sup>		1	4		5						7	12	10	2		5	2	1		開封機2、車イス1、看板4枚のうち案内用2枚・指定投票区1枚、投票箱4のうち2は大机(投入口が幅広)のものPPホック3、車両入口・出口A3パウチ各1、入口矢印左4・右5 (A3)
17	ソフィアステイシアガーデンサロン	4		1	(大)		1	6				3				1				2					看板4のうち3枚は案内看板(板のみ送致)
18	田戸小学校	1	19	1	(大)		1	8		13						4	6		1		1	2	1		玄関マット2、懐中電灯4(予備電池16)、針金(10M)、矢印左2・右2 (A3)
19	三春コミュニティセンター	1	9	1	(大)	1	1	5																	ｽﾛｰﾌﾟ案内矢印1 (A3) (A1矢印右向き)
20	山崎小学校	1		1	(大)		1	4								3			1	3	3	2	1		養生シート3は塩ビ
21	市立看護専門学校	1	14	1	(小)		1	6	6	4	5	11					11	6							トラバ-6は2m×3,1m×3、ﾌﾟﾗｽチックｼｰﾄﾞ12、車イス1、ﾓｯﾌﾟ1、新ビニールマット1、ｽﾘｯﾊﾟ5、ﾄﾗｰﾌﾟ3、養生用ﾃｰﾌﾟ18、ﾋﾞﾆｰﾙﾃｰﾌﾟ赤1・青1
22	富士見会館	1	7	1	(小)		1	4	20	4	4				5	2	5		3		1				パーティション(白三連)2、モップ1、延長コード(5m)
23	豊島小学校	1		1	(大)		1	4		3	1					4	10	4	2	5	2	2	1	スロープ等2 パーティション6	立入禁止2 (A3)
24	鶴久保小学校	1	8	1	(大)		1	4		8			20	5		4			1		3	2	1		
25	鶴が丘保育園	1	11	1	(小)		1	4			6	2					2							スロープ2	
26	上町保育園	1	9	1	(小)		1	4		2	3	4			2		2				3				
27	汐見台町内会館	1	8	1	(小)		1	4				4												スロープ3	

## 投票所器材送致予定一覧表

投票区	投票所	立看板	マット	投票箱・ロープ	投票箱の大きさ	投票箱置台	身障者記載台	標準記載台	椅子	大机(W120)	小机(W90)	ブルーシート	コード(m)	ソケット電球	スロープ(黄色はアルミ製)	コードリール	カラーコーン	トラバー	記載台用照明	養生シート	投光器	工場扇	コードリール	施設保管器材 (スロープの黄色はアルミ製)	その他
28	南佐野町内会館	1	15	1	(小)	1	1	4			8	4					4							スロープ等6、チェンスタンド2セット	幅広ガムテープ3
29	公郷中学校	1		1	(大)		1	6					60	40		5			1	3	1	2	1	スロープ1、カラーコーン2	
30	公郷小学校	1	10	1	(大)		1	7								1			1			2	1	スロープ等2、カラーコーン2	
31	衣笠小学校	1		1	(大)		1	10				17				2			1			2	1		
32	衣笠青少年の家	1	9	1	(小)	1	1	4									4							スロープ等2	
33	池上中学校	1		1	(大)		1	8		6	6	19	40	25		5	14		1		1	2	1	スロープ等3、カラーコーン8	カラーコーン14のうち12は「駐車禁止」
34	池上小学校	1		1	(大)		1	5		4	5	10				4	19	15	1			2	1	スロープ等3	児童用机3 注意表示2、電気ポット2
35	城北小学校	1		1	(大)	1	1	6								1			1			2	1	スロープ業者セッティング	
36	大矢部中学校	5	9	1	(大)		1	4	20	6	5					3	13	8	1		1	2	1	スロープ等1、カラーコーン2	看板5のうち4枚は案内看板案内2(A3)
37	森崎小学校	1		1	(大)	1	1	10			5	2				3			1	1	2	2	1	スロープ等2、カラーコーン4	新型ビニールマット10
38	大矢部小学校	1	8	1	(大)		1	6						10		5	2		2		1	2	1	スロープ等 3、カラーコーン 2	延長コード10M1本
39	根岸小学校	1	8	1	(大)		1	10				8				1			1		2	2	1	スロープ等 1	
40	大津小学校	1	9	1	(大)		1	5								1	2		1			2	1	スロープ等 2	
41	池田町内会館	1	10	1	(大)		1	4			1	4			2		4								鉄板4、クッションシート2
42	馬堀町一丁目町内会館	3	11	1	(大)		1	4		1	3	2					2				2			スロープ等 2	看板 3のうち 2 枚は案内看板、玄関マット(たわし)
43	馬堀小学校	1		1	(大)		1	10		10	9	1				3			4	8	2	2	1		
44	走水小学校	1		1	(小)		1	4		3	3					3			1	2	1	2	1	スロープ等2	
45	望洋小学校	1		1	(大)		1	7				10				3			3	4	1	2	1	スロープ2、カラーコーン4、鉄板2	玄関マット2

投票所器材送致予定一覧表

投票区	投票所	立看板	マット	投票箱・ロープ	投票箱の大きさ	投票箱置台	身障者記載台	標準記載台	椅子	大机(W120)	小机(W90)	ブルーシート	コード(m)	ソケット電球	スロープ(黄色はアルミ製)	コードリール	カラーコーン	トラバー	記載台用照明	養生シート	投光器	工場扇	コードリール	施設保管器材 (スロープの黄色はアルミ製)	その他	
46	吉井町内会館	1	4	1	(小)		1	5			3				3		2								スロープ等 2	マットは長2、短2
47	浦賀改良アパート集会所	1	5	1	(小)		1	4	15	3	6	2														ブルーシートは大
48	浦賀小学校	1	9	1	(大)		1	6		11						1			1			2	1			
49	立野会館	1	10	1	(小)		1	4		1	7	11					2								スロープ等1	モップ2、傘用ビニール袋1000
50	小原台小学校	4	19	1	(小)		1	4								2	10	9	1	4	1	2	1		スロープ2、カラーコーン2	看板4のうち3枚は案内看板針金(10M)
51	早稲田ハイム集会所	1	9	1	(小)		1	4		1	6	10													スロープ等 1	木製踏み台1、モップ1
52	鴨居小学校	1		1	(大)		1	10								2	8	2	2	4	1	2	1			トラバーは1m
53	旧上の台中学校	1	4	1	(大)		1	4	18	6	4	10	30	10		3	12		2		2	2	1			カラーコーン12は「駐車禁止」、バケツ3
54	県営浦賀かもめ団地集会所	1		1	(小)		1	4			3	8				1	5		1	10						
55	高坂小学校	1		1	(大)		1	6					40	20		1			1		1	2	1		スロープ1、カラーコーン4	
56	光風台町内会館	1	5	1	(小)		1	2			4	2													踏台1	ブルーシートは大2
57	コーエイマンション自治会館	1		1	(小)		1	4			3						2			3					スロープ等4	
58	若宮台町内会館	1		1	(小)		1	2			2															
59	岩戸小学校	1	13	1	(大)	1	1	5								4			1	2	4	2	1			車イス1
60	岩戸コミュニティセンター	1	5	1	(小)	1	1	4									2			4						ポリバケツ1(傘立て用)、玄関マット1
61	佐原町内会館	4		1	(大)		1	5			1	5				1	2		1		1					看板4のうち3枚は案内看板
62	久里浜中学校	1	9	1	(大)		1	6		4			20	10		3			3		3	2	1		スロープ等3、カラーコーン4	
63	明浜小学校	1	1	1	(小)	1	1	4								5			2		3	2	1		スロープ等2、カラーコーン4	ベニヤ板1



## 投票所器材送致予定一覧表

投票区	投票所	立看板	マット	投票箱・ロープ	投票箱の大きさ	投票箱置台	身障者記載台	標準記載台	椅子	大机 (W120)	小机 (W90)	ブルーシート	コード (m)	ソケット電球	スロープ (黄色はアルミ製)	コードリール	カラーコーン	トラバー	記載台用照明	養生シート	投光器	工場扇	コードリール	施設保管器材 (スロープの黄色はアルミ製)	その他	
78	武山小学校	3	15	1	(大)		1	6							2	2	6	9	1	12	1					車イス1、看板3のうち2枚は案内看板、マットはキレイに丸く巻いてある物矢印4 (A3)、車輛進入禁止2 (A3)
79	山科台自治会館	1	9	1	(小)		1	4				10												スロープ等2		
80	荻野小学校	1		1	(小)		1	4				6							3			2	1	スロープ1、カラーコーン4		
81	佐島町内会館	1	10	1	(小)		1	4			2	3				1	4		1					スロープ2、カラーコーン2	マットは赤6・緑4、ブルーシートは大	
82	大楠小学校	1	12	1	(大)		1	5		12						3			2		2	2	1			
83	秋谷老人福祉センター	1		1	(小)		1	4			9					1			2							
84	湘南国際村自治会館	1		1	(小)	1	1	3											2							車イス1、入口表示1 (A3)、土足禁止表示2(A3縦半分)
85	久比里若宮会館	1	1	1	(小)		1	4		8	3								2							
86	湘南池上自治会館	1		1	(小)	1	1	4				1					7	6	2	2						養生用テープ10

主な投票所器材の寸法

項目	寸法	備考	送致箇所数
立看板	幅45cm×高200cm	木製	86
マット	幅90cm×長さ10m	巻いた状態で輸送	51
投票箱・ロープ	縦72cm×横41cm×奥行44cm	折りたたみ式	86
身体障害者用記載台	幅83cm×奥行50cm	折りたたみ式	86
標準記載台	幅150cm×奥行35cm	折りたたみ式	86
大机(W120)	(天板の寸法) 幅120cm×奥行45cm	折りたたみ式	31
小机(W90)	(天板の寸法) 幅90cm×奥行45cm	折りたたみ式	42
コード(m)	投票所ごとに52cm×40cmの紙袋に梱包		15
ソケット・電球			
スロープ	寸法各種 最大(幅140cm×奥行260cm)	29台	11
消耗品類を梱包したダンボール箱①	幅53cm×奥行33cm×高さ30cm	約90箱、梱包は選挙管理委員会事務局が行う	86
消耗品類を梱包したダンボール箱②	幅62cm×奥行46cm×高さ41cm	約90箱、梱包は選挙管理委員会事務局が行う	86
消耗品類を梱包したダンボール箱③	幅50,5cm×奥行64cm×高さ45,5cm	約90箱、梱包は選挙管理委員会事務局が行う	86
ビニールガード	幅13cm×奥行6,5cm×高さ110cm	332個	86
ポール	163cm	258本	86

# 投票所一覧表

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	横須賀市立追浜小学校(体育館)	横須賀市鷹取2丁目16番1号
第2投票区	横須賀市立鷹取小学校(体育館)	横須賀市湘南鷹取4丁目7番1号
第3投票区	追浜行政センター分館	横須賀市夏島町7番地
第4投票区	榎戸町内会館	横須賀市浦郷町2丁目71番地
第5投票区	横須賀市立浦郷小学校(多目的ホール)	横須賀市追浜東町2丁目14番地
第6投票区	追浜南町協力会会館	横須賀市追浜南町2丁目21番地
第7投票区	横須賀市立船越小学校(体育館)	横須賀市船越町5丁目34番地
第8投票区	横須賀市立田浦小学校(体育館)	横須賀市田浦町3丁目55番地
第9投票区	長浦コミュニティセンター(集会室兼体育室)	横須賀市長浦町2丁目45番地
第10投票区	吉倉町内会館	横須賀市吉倉町1丁目83番地
第11投票区	横須賀市立逸見小学校(体育館)	横須賀市西逸見町1丁目14番地
第12投票区	逸見東部町内会館	横須賀市東逸見町2丁目69番地
第13投票区	横須賀市立坂本中学校(体育館)	横須賀市坂本町1丁目19番地
第14投票区	旧横須賀市立坂本小学校(体育館)	横須賀市坂本町2丁目39番地
第15投票区	横須賀市立汐入小学校(体育館)	横須賀市汐入町2丁目53番地
第16投票区	横須賀市立常葉中学校(体育館)	横須賀市小川町18番地
第17投票区	ソフィアステイシアガーデンサロン	横須賀市平成町1丁目5番地3
第18投票区	横須賀市立田戸小学校(体育館)	横須賀市米が浜通2丁目12番地
第19投票区	三春コミュニティセンター(集会室兼体育室)	横須賀市三春町2丁目12番地
第20投票区	横須賀市立山崎小学校(体育館)	横須賀市三春町6丁目4番地
第21投票区	横須賀市立看護専門学校	横須賀市上町2丁目36番地
第22投票区	富士見会館	横須賀市富士見町1丁目49番地
第23投票区	横須賀市立豊島小学校(体育館)	横須賀市上町3丁目21番地
第24投票区	横須賀市立鶴久保小学校(体育館)	横須賀市不入斗町1丁目1番地
第25投票区	横須賀市立鶴が丘保育園(遊戯室)	横須賀市鶴が丘2丁目3番1号
第26投票区	横須賀市立上町保育園(保育室)	横須賀市佐野町1丁目20番地
第27投票区	汐見台町内会館	横須賀市汐見台2丁目16番5号
第28投票区	南佐野町内会館	横須賀市佐野町5丁目2番地
第29投票区	横須賀市立公郷中学校(体育館)	横須賀市公郷町5丁目81番地
第30投票区	横須賀市立公郷小学校(体育館)	横須賀市公郷町4丁目5番地
第31投票区	横須賀市立衣笠小学校(体育館)	横須賀市小矢部2丁目16番1号
第32投票区	横須賀市立衣笠青少年の家(集会室)	横須賀市衣笠栄町3丁目1番地
第33投票区	横須賀市立池上中学校(体育館)	横須賀市池上3丁目5番1号
第34投票区	横須賀市立池上小学校(体育館)	横須賀市池上3丁目5番1号
第35投票区	横須賀市立城北小学校(体育館)	横須賀市平作1丁目6番1号
第36投票区	横須賀市立大矢部中学校(武道館)	横須賀市森崎5丁目14番2号
第37投票区	横須賀市立森崎小学校(体育館)	横須賀市森崎3丁目13番1号
第38投票区	横須賀市立大矢部小学校(体育館)	横須賀市大矢部3丁目26番1号
第39投票区	横須賀市立根岸小学校(集会室)	横須賀市大津町5丁目5番1号
第40投票区	横須賀市立大津小学校(体育館)	横須賀市大津町3丁目24番1号
第41投票区	池田町内会館	横須賀市池田町2丁目13番5号
第42投票区	馬堀町1丁目町内会館	横須賀市馬堀町1丁目17番1号
第43投票区	横須賀市立馬堀小学校(体育館)	横須賀市馬堀町4丁目10番1号
第44投票区	横須賀市立走水小学校(体育館)	横須賀市走水2丁目2番2号
第45投票区	横須賀市立望洋小学校(体育館)	横須賀市桜が丘1丁目50番1号

第46投票区	吉井町内会館	横須賀市吉井2丁目7番54号
第47投票区	浦賀改良アパート集会所	横須賀市浦上台3丁目3番1号
第48投票区	横須賀市立浦賀小学校(体育館)	横須賀市浦賀3丁目8番1号
第49投票区	立野会館	横須賀市二葉1丁目34番4号
第50投票区	横須賀市立小原台小学校(体育館)	横須賀市小原台3番1号
第51投票区	早稲田ハイム集会所	横須賀市二葉2丁目18番
第52投票区	横須賀市立鴨居小学校(体育館)	横須賀市鴨居3丁目1番6号
第53投票区	旧横須賀市立上の台中学校(体育館)	横須賀市鴨居2丁目55番15号
第54投票区	県営浦賀かもめ団地集会所	横須賀市鴨居2丁目80番39号
第55投票区	横須賀市立高坂小学校(体育館)	横須賀市西浦賀3丁目1番1号
第56投票区	光風台町内会館	横須賀市光風台23番25号
第57投票区	コーエイマンション自治会館	横須賀市舟倉1丁目32番1号
第58投票区	若宮台町内会館	横須賀市若宮台35番37号
第59投票区	横須賀市立岩戸小学校(体育館)	横須賀市岩戸5丁目20番1号
第60投票区	岩戸コミュニティセンター(集会室兼体育室)	横須賀市岩戸1丁目10番18号
第61投票区	佐原町内会館	横須賀市佐原4丁目6番1号
第62投票区	横須賀市立久里浜中学校(体育館)	横須賀市久里浜2丁目11番1号
第63投票区	横須賀市立明浜小学校(体育館)	横須賀市久里浜6丁目7番1号
第64投票区	久里浜台自治会館	横須賀市久里浜台2丁目2番1号
第65投票区	長瀬町内会館	横須賀市長瀬1丁目9番1号
第66投票区	久里浜町内会館	横須賀市久里浜8丁目7番2号
第67投票区	ハイランド二丁目自治会館	横須賀市ハイランド2丁目31番1号
第68投票区	横須賀市立栗田小学校(体育館)	横須賀市ハイランド2丁目41番1号
第69投票区	横須賀市立野比東小学校(1階ホール)	横須賀市野比4丁目6番1号
第70投票区	横須賀市立野比小学校(体育館)	横須賀市野比1丁目25番1号
第71投票区	栗田町内会館	横須賀市栗田2丁目24番11号
第72投票区	横須賀市立北下浦小学校(体育館)	横須賀市長沢1丁目29番1号
第73投票区	神奈川県立津久井浜高等学校(武道場)	横須賀市津久井4丁目4番1号
第74投票区	長井婦人会保育園(保育室)	横須賀市長井2丁目2番3号
第75投票区	横須賀市立長井小学校(体育館)	横須賀市長井5丁目9番1号
第76投票区	横須賀市立武山中学校(武道館)	横須賀市武3丁目31番1号
第77投票区	武山コミュニティセンター(集会室兼体育室)	横須賀市武3丁目5番1号
第78投票区	横須賀市立武山小学校(ミーティングルーム)	横須賀市太田和3丁目1番1号
第79投票区	山科台自治会館	横須賀市山科台19番1号
第80投票区	横須賀市立荻野小学校(体育館)	横須賀市荻野8番1号
第81投票区	佐島町内会館	横須賀市佐島3丁目5番2号
第82投票区	横須賀市立大楠小学校(体育館)	横須賀市芦名1丁目29番18号
第83投票区	横須賀市立秋谷老人福祉センター	横須賀市秋谷3丁目6番25号
第84投票区	湘南国際村自治会館	横須賀市湘南国際村2丁目1番1号
第85投票区	久比里若宮会館	横須賀市久比里1丁目4番11号
第86投票区	湘南池上自治会館	横須賀市池上7丁目31番5号

投票所器材送致日程表

		6月22日 (火)			6月23日 (水)		
		1班	2班	3班	1班	2班	3班
午前	1	旧坂本小学校	1 田浦小学校	1 走水小学校	1 山崎小学校	1 野比東小学校	1 武山中学校
	2	坂本中学校	2 浦郷小学校	2 小原台小学校	2 馬堀小学校	2 野比小学校	2 武山小学校
	3	鶴久保小学校	3 追浜小学校	3 鴨居小学校	3 望洋小学校	3 粟田小学校	3 大楠小学校
	4	豊島小学校	4 鷹取小学校	4 旧上の台中学校	4 大津小学校	4 岩戸小学校	4 荻野小学校
	5	田戸小学校	5 船越小学校	5 浦賀小学校	5 根岸小学校	5 大矢部小学校	5 長井小学校
	6		6	6	6	6	6
午後	1	城北小学校	1 逸見小学校	1 高坂小学校	1 公郷中学校	1 森崎小学校	1 北下浦小学校
	2	池上小学校	2 汐入小学校	2 久里浜中学校	2 公郷小学校	2 大矢部中学校	2
	3	池上中学校	3 常葉中学校	3 明浜小学校	3 衣笠小学校	3	3
	4		4	4	4	4	4
	5		5	5	5	5	5
	6		6	6	6	6	6

		6月24日 (木)			6月25日 (金)		
		1班	2班	3班	1班	2班	3班
午前	1	吉倉町内会館	1 池田町内会館	1 光風台町内会館	1 県営浦賀かもめ団地集会所	1 富士見会館	1 津久井浜高校
	2	長浦コミュニティセンター	2 吉井町内会館	2 若宮台町内会館	2 早稲田ハイム集会所	2 上町保育園	2 長井婦人会保育園
	3	追浜南町協力会会館	3 佐原町内会館	3 コーエイマンション自治会館	3 立野会館	3 鶴が丘保育園	3 佐島町内会館
	4	追浜行政センター分館	4 岩戸コミュニティセンター	4 久比里若宮会館	4 浦賀改良アパート集会所	4 汐見台町内会館	4 武山コミュニティセンター
	5	榎戸町内会館	5 ハイランド二丁目自治会館	5 久里浜台自治会館	5 馬堀町一丁目町内会館	5 湘南池上自治会館	5 山科台自治会館
	6		6	6	6	6	6
午後	1	逸見東部町内会館	1 久里浜町内会館	1 長瀬町内会館	1 三春コミュニティセンター	1 衣笠青少年の家	1 粟田町内会館
	2	市立看護専門学校	2	2	2 ソフィアステイシアガーデンサロン	2 南佐野町内会館	2 秋谷老人福祉センター
	3		3	3	3	3	3
	4		4	4	4	4	4
	5		5	5	5	5	5
	6		6	6	6	6	6

※湘南国際村自治会館は6/26 (土) 午後5時

### 投票所器材回収日程表

		6月29日 (火)			6月30日 (水)		
		1班	2班	3班	1班	2班	3班
午前	1	県営浦賀かもめ団地集会所	1 富士見会館	1 津久井浜高校	1 吉倉町内会館	1 池田町内会館	1 光風台町内会館
	2	早稲田ハイム集会所	2 上町保育園	2 長井婦人会保育園	2 長浦コミュニティセンター	2 佐原町内会館	2 若宮台町内会館
	3	立野会館	3 鶴が丘保育園	3 武山コミュニティセンター	3 追浜南町協会の会館	3 岩戸コミュニティセンター	3 久里浜台自治会館
	4	浦賀改良アパート集会所	4 汐見台町内会館	4 佐島町内会館	4 追浜行政センター分館	4 ハイランド二丁目自治会館	4 長瀬町内会館
	5	馬堀町一丁目町内会館	5 湘南池上自治会館	5 湘南国際村自治会館	5 榎戸町内会館	5 久里浜町内会館	5 コーエイマンション自治会館
	6		6	6	6	6	6
午後	1	三春コミュニティセンター	1 山科台自治会館	1 粟田町内会館	1 逸見東部町内会館	1 大矢部小学校	1 城北小学校
	2	ソフィアステイシアガーデンサロン	2 衣笠青少年の家	2 秋谷老人福祉センター	2 市立看護専門学校	2 森崎小学校	2 池上小学校
	3		3 南佐野町内会館	3	3	3 大矢部中学校	3 池上中学校
	4		4	4	4	4	4
	5		5	5	5	5	5
	6		6	6	6	6	6

※吉井町内会館、久比里若宮会館は 6/28(月) 午後

		7月1日 (木)			7月2日 (金)		
		1班	2班	3班	1班	2班	3班
午前	1	山崎小学校	1 田浦小学校	1 走水小学校	1 旧坂本小学校	1 北下浦小学校	1 武山中学校
	2	馬堀小学校	2 浦郷小学校	2 小原台小学校	2 坂本中学校	2 野比東小学校	2 武山小学校
	3	望洋小学校	3 追浜小学校	3 鴨居小学校	3 鶴久保小学校	3 野比小学校	3 大楠小学校
	4	大津小学校	4 鷹取小学校	4 旧上の台中学校	4 豊島小学校	4 粟田小学校	4 荻野小学校
	5	根岸小学校	5 船越小学校	5 浦賀小学校	5 田戸小学校	5 岩戸小学校	5 長井小学校
	6		6	6	6	6	6
午後	1	公郷中学校	1 逸見小学校	1 高坂小学校	1	1	1
	2	公郷小学校	2 汐入小学校	2 久里浜中学校	2	2	2
	3	衣笠小学校	3 常葉中学校	3 明浜小学校	3	3	3
	4		4	4	4	4	4
	5		5	5	5	5	5
	6		6	6	6	6	6

開票所器材等の点検、送致及び回収に関すること

1 器材の点検に関すること

(1) 点検する器材

- ・机（大、小）
- ・開票台

(2) 作業内容

- ・机は、組み立てて使用に支障がないか点検する。
- ・軽易な作業で補修できるものは補修する。
- ・開票台は、脚を固定するネジがあるか確認する。
- ・ネジが不足しているものは、ネジを取り付ける。

2 開票所器材の送致に関すること

(1) 送致器材及び数量

- ・別紙「開票所器材一覧表」に記載のとおり。ただし変更する場合がある。
- ・別途指示する器材。
- ・主な開票所器材の寸法は、別紙「開票所器材一覧表」に記載のとおり。

(2) 送致場所

横須賀市総合体育会館 サブアリーナ

3 開票所器材の回収に関すること

(1) 回収器材

送致器材に麻ロープ、投票箱及び投票所から開票所に送致されたトランク並びに投票済投票用紙等一式を加えたもの。

(2) 回収場所

サブアリーナ

4 開票所器材送致及び回収日程に関すること

(1) 送致日程

予定時刻	サブアリーナ
8時30分	開票所器材積込開始（積込完了後、直ちに出発）
13時00分	出発（13時までに） 到着後、直ちにシート敷設及び階段等の養生開始
14時30分	シート敷設及び階段等の養生完了後、器材搬入開始
17時00分	器材搬入完了（17時から開票所職員が設営開始）
18時00分	期日前投票に係る投票箱の積込開始（ヴェルクよこすか） 積込完了後、直ちに開票所へ出発
19時00分	期日前投票に係る投票箱の送致完了後、業務終了

## （２）回収日程

予定時刻	サブアリーナ
8時00分	開票所器材搬出開始
10時00分	シート撤去開始（器材搬出と同時進行）
11時00分	開票所器材搬出完了、完了後、階段等の養生撤去開始
12時00分	シート撤去及び階段等の養生撤去完了
13時00分	市共用倉庫に出発 到着後、直ちに器材収納開始（共用倉庫・ヴェルクよこすか）
17時00分	開票所器材収納完了（共用倉庫・ヴェルクよこすか）

## 5 作業内容

- （１）受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が指示した日程に従い、点検を終えた器材を横須賀市共用倉庫及びヴェルクよこすかから開票所に送致すること。
- （２）乙は、甲が指示した日程に従い、送致場所から器材を回収し、横須賀市共用倉庫及びヴェルクよこすかに収納すること。
- （３）乙は、器材の送致及び回収の際、甲が指示した数量を必ず確認し間違

いのないよう確実に送致及び回収すること。

(4) 乙は、器材の不足等が発生した場合は、甲の指示により速やかに器材を送致すること。

(5) 乙は、開票所より回収してきた投票済投票用紙を、共用倉庫にて保管してある「同一選挙の前回分」の投票済投票用紙を入れ替え、ヴェルクよこすかに収納すること。

# 開票所器材一覧表

開票所 総合体育会館(サブアリーナ)

令和3年横須賀市長選挙

	物 品 名	数量	規 格 等
1	ローレル(計数機)	24	
2	開票台	57	200cm×100cm× 92cm
3	開票台シート	8	350cm×450cm
4	開票台用突っ張り棒	4	
5	分類箱 (プラスチック製透明箱)	150	25cm× 18cm (プラスチック製)
6	サブケース(鉄箱)	100	47cm× 14cm
7	10連ケース (クリアケース)	3	
8	区分箱 (10個用) (緑色)	64	
9	区分箱用仕切り板	640	
10	デコラテーブル (大)	27	45cm×120cm× 72cm
	(小)	46	45cm× 90cm× 72cm
11	イチゴパック	300	17cm× 25cm× 7cm
12	コードリール (場内用)	5	
13	立看板	1	
14	ブルーシート	5	
15	特製ダンボール	200	投票用紙梱包用・その他用
16	ブックエンド	40	
17	買物かご (大)	70	
18	買物かご (小)	70	
19	大型はさみ	1	カギ切断用
20	傘用ビニール袋	350	
21	軍手	200	単位：双
22	電動メガホン	3	
23	懐中電灯 (場内用)	4	
24	自書式読取分類機 (本体)	4	本体4 (付属PC4台有)
25	自書式読取分類機 (増設機)	12	
26	養生シート (投票箱・トランクの下に敷く)	4	
27	プラスチックボックス (PPコンテナ) (大)	20	
28	プラスチックボックス (PPコンテナ) (小)	32	
29	投票区表示板	1セット	

# 開票所器材一覧表

## 駐車場関係器材（共通）

	物 品 名	数量	規 格 等
1	投光器	6	
2	投光器用スタンド	6	
3	カラーコーン（ウエイト付き）	100	
4	カラーコーン用バー	50	
5	交通整理灯	30	
6	雨合羽	30	
7	トランシーバー	25	
8	安全ベスト	30	
9	電動メガホン（場外用）	3	
10	バリケードウエイト	4	
11	玄関マット	1	
12	懐中電灯（場外用）	10	
13	コードリール	10	
14	脚立	1	
15	トラテープ	4	
16	扉固定用ロープ	4	
17	モンキーレンチ	1	
18	スズランテープ	2	
19	はさみ	2	
20	台車	1	

## 投票所から開票所に送致された器材等で回収するもの

	物 品 名	数量	規 格 等
1	投票箱	87	ロープ、カギを含む
2	投票用紙等	50	50cm×50cm×50cmのダンボールに梱包
3	トランク	86	36cm×55cm×24cm

## 養生に使用するもの

	物 品 名	数量	規 格 等
1	養生テープ（ピンク）	1箱	
2	養生テープ（緑）	3箱	
3	養生シート（通路等養生のため）	1本	

投票所並びに開票所諸物品の作製に関すること

1 作製する諸物品

受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が用意した資材を用いて次の諸物品を作製すること。なお、詳細については別途指示する。

- (1) 立看板（投票所案内看板、開票所標札看板）
- (2) 開票所用トレイ
- (3) その他

2 作業内容

(1) 立看板

立看板（木製）に画鋏等で表示紙及びビニールカバーを取り付ける（枚数は別途指示する）。

(2) 開票所用トレイ

ベニヤ板（約 50cm×40cm）にイチゴパックを両面テープで貼付し、開票所で投票用紙を配送するトレイを作製する（仕様及び数量は別途指示する）。

3 その他

- ・立看板は、その他の投票所器材とともに投票所へ送致する。
- ・開票所用トレイは、その他の開票所器材とともに開票所へ送致する。

期日前投票に係る物品一式の開票所への送致に関すること

1 作業日時

令和 3 年 6 月 27 日（日）18 時～20 時

2 送致物品

投票箱 11 箱

3 作業人員（車両 1 台を含む。）

3 名（現場責任者 1 名、車両運転手 1 名、作業員 1 名）

ただし、開票所器材の送致終了後、継続して業務を行う。

4 作業内容

- ・受託者（以下「乙」という。）は 18 時までにヴェルクよこすかに配置し、委託者（以下「甲」という。）から指示があるまで待機する。甲の指示を受けたら、選挙管理委員会局長室（ヴェルクよこすか 2 階）から投票箱を運び出し、開票所へ送致する。
- ・作業は、必ず甲の立ち会いのもと行うこと。
- ・数量及び施錠の確認は、甲・乙ともに行うこと。
- ・乙は、投票箱を車両へ運び込むとき及び車両から運び出すとき、作業員 3 名のうち必ず 1 名に投票箱の見張りをさせること。
- ・開票所では必ず開票所の担当者に直接渡すこと。
- ・開票所への送致が完了したら、口頭で甲に報告すること。

トランクの移動作業に関すること

1 日時

令和3年6月25日（金）及び7月1日（木）

※作業時間は、各1時間程度。

2 場所

ヴェルクよこすか地下倉庫及び同建物内の別途指定する階（以降「指定する階」）

3 作業内容

- ・ 台車を使用し、トランクの地下倉庫から指定する階への移動作業。  
（エレベーター使用）
- ・ 指定する部屋に番号順に並べる。
- ・ 開票所から戻ってきたトランクは指定する階へ運ぶ。  
（エレベーター使用）
- ・ 選挙終了後、指定する階から地下倉庫への収納。（エレベーター使用）

4 その他

- ・ 詳細は、当日指示する
- ・ 作業の進行状況により日程の変更もある

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただ

し、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。